

産業廃棄物処分業許可証

住 所 横浜市金沢区福浦一丁目13番地3

氏 名 興栄商事 株式会社

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 岩本 守

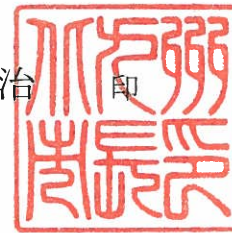
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印

許 可 の 年 月 日 令和 2年 4月 15日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9年 4月 14日



1 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（破碎）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、木くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
ガラスくず（自動車等破碎物を除く。）
以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず 以上4種類

設置場所：北九州市門司区新門司一丁目7番11

設置年月日：令和元年5月30日

処理能力：廃プラスチック類 1日あたり2.3トン（8時間）
木くず 1日あたり2.3トン（8時間）
金属くず 1日あたり1.6トン（8時間）
ガラスくず 1日あたり2.4トン（8時間）

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成20年 8月 6日 新規許可

平成24年 1月 17日 変更許可

平成25年 8月 6日 更新許可

平成30年 8月 6日 更新許可

令和 2年 4月 15日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有